慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	水中文化財保護・周知の民間イニシアティブとしてのダイビング
Sub Title	
Author	敏蔭, 裕史(Toshikage, Hiroshi) 坂爪, 裕(Sakazume, Yu)
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2014
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2014年度経営学 第2975号
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002014-2975

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程

学位論文（2014 年度）

論文題名

水中文化財保護・周知の
民間イニシアティブとしてのダイビング

主　査	坂爪　裕
副　査	大林　厚臣
副　査	大藪　毅
副　査	

学籍番号	81330914	氏　名	敏蔭　裕史

論 文 要 旨

所属ゼミ	坂爪研究会	学籍番号	81330914	氏名	敏蔭　裕史

（論文題名）

水中文化財保護・周知の民間イニシアティブとしてのダイビング

（内容の要旨）

我が国には水中に存在する文化遺産が無数にある。しかし、それらは故意・過失の破壊散逸に晒され、法的・行政上の保護が充分になされていない。その大きな原因が、水中文化遺産や水中考古学に対する誤解である。従って、正しい認識の周知が水中考古学の課題である。その課題克服の取り組む活動は、あるにはあるが資金とマンパワーの問題で継続性が確保されていない。そこで、既存のダイビングビジネスに海底遺跡ガイドを取り込むことで周知の継続性が確保できないだろうか、を検証する。本研究では、初島沖の沈没船遺跡を題材にし、ダイブショップへのフィールドワークを通じて関係各プレーヤーの連携が必要だと確認した上で、その各プレーヤーに対するインタビューをベースとした連携のモデルを構築する。そして、初島のモデルが全国に展開が可能かを検討する。こうすることにより、水中文化財保護・周知を実現するビジネスのモデルを提示する。

目次

1　はじめに 1

2　問題提起 2

2.1　誤解される水中文化遺産 2

2.2　進む破壊散逸 4

2.2.1　過失による破壊散逸：船舶の碇石 4

2.2.2 故意による破壊散逸：トレジャーハンター 5

2.3　不十分な公的水中文化遺産保護 7

2.3.1　国内法での保護 7

2.3.2　国際法での保護 7

2.4　遺産保護を巡る悪循環 7

2.5　悪循環を断ち切る啓蒙活動～研究目的 8

3　研究方法：フィールドワークとその結果 9

3.1 初島沈没船遺跡について 9

3.2 研究手法①：フィールドワーク 11

3.2.1　フィールドワーク計画 11

3.2.2　フィールドワークの結果およびその分析 13

3.3 研究手法:②インタビュー 14

3.3.1　フィールドワーク失敗の反省と、研究の軌道修正 14

3.3.2　インタビュー相手と目的（事業の再分析） 14

4 インタビュー 17

4.1 インタビュー一覧 17

4.2 インタビュー要点 18

4.2.1　静岡県教育委員会 18

4.2.2　ダイブショップマリンボー 18

4.2.3　ARIUA 18

4.2.4　初島漁協 19

4.2.5　朝日新聞文化財団 20

4.2.6　熱海市観光協会 20

4.3 インタビュー分析 20

4.3.1　キーワード 20

4.3.2　マッピングによる分析 20

4.3.3　プレーヤー相互関係図による分析 23

5　事業モデルの提示～各プレーヤーの連携体制 25

5.1 PHASE 1: 遺跡調査 25
5.2 PHASE 2: 事業の準備 26
5.3 PHASE 3: 広報 28
5.4 PHASE 4: 事業の実施 30
6 初島事業モデルの発展 31
6.1 事業モデルの全国展開 31
6.2 ダイビングを使わない遺跡観覧 32
6.3 教育に取り込む 33
7 まとめ 34
8 謝辞 35
巻末付録 インタビュー議事録 36
1 静岡県庁教育委員会 36
2 SCUBA ADVENTURE SERVICE MARINBOW 37
3 アジア水中考古学研究所（ARIUA） 38
4 初島漁協 40
5 朝日新聞文化財団 41
6 熱海市観光協会 42
参考文献 43

1　はじめに

日本の考古学は、明治初期以来という長い歴史を持つ（鈴木, 1988）。しかし、考古学の歴史は陸上遺跡の発掘調査が中心的となって展開し、海に囲まれた日本に豊富に存在する水中・海底に残された人類活動の痕跡は長い間研究の範疇外とされてきた（文化庁, 2000）。一方、20 世紀中葉に自給式呼吸装置（Self Contained Underwater Breathing Apparatus)、いわゆる「スキューバ」が発明されて以降、比較的浅い水深ながらそれまでとは比較にならないほど水中での活動が簡便・安価となり、今日に及びスキューバ・ダイビングは主にレジャーの場で身近なものとなった。スキューバ・ダイビングの浸透に伴い、それまで到達や活動が困難・不可能だった水中・海底の遺跡の調査が現実的なものとなり、水中考古学が主に海外で発展した（Bass, 1996）。我が国でも近年になってようやく水中考古学が発展の兆しを見せ始めている（文化庁, 2000）。

しかし、水中考古学の発展には多くの障害があり、充分に認知されているとは言い難いのが実状である（文化庁, 2000）。そのため、水中に存在する文化遺産は保護が徹底されておらず、破壊散逸の危機にある。本研究では、水中文化遺産を巡る問題をビジネスと結びつけることにより解決を図ることができないかを検証する。まず、水中文化遺産を巡る諸問題を検証することによりその原因の所在を明らかにする。そして解決の方法をビジネスによる継続性に求め、その理想的なモデルを提示する。

2　問題提起

我が国には、水中文化遺産と認められる遺跡は 200 箇所を越える（林原, 2009）。しかし、それらは充分な保護がなされているとは言い難い。その理由は充分な周知が成されていないことが原因である。正しく広く知られていない原因として、水中文化遺産に対する誤解がある。保護がなされない理由は、直接的に保護が成されない法整備の問題もあるが、元を辿れば誤解に行き着く。周知とそれによる保護を狙う活動も充分ではない。

2.1　誤解される水中文化遺産

我が国には 200 箇所以上の水中遺跡が認められるが、それら以外にも遺跡すなわち人類の活動の痕跡とは認められていないものも多い。しかし、むしろ逆にそれらの方がマスコミ等に取り上げられ注目を集めることが多い。その代表例として沖縄県与那国島のいわゆる与那国海底遺跡を取り上げる。

写真 1：与那国遺跡ポイント（朝日新聞, 2009）

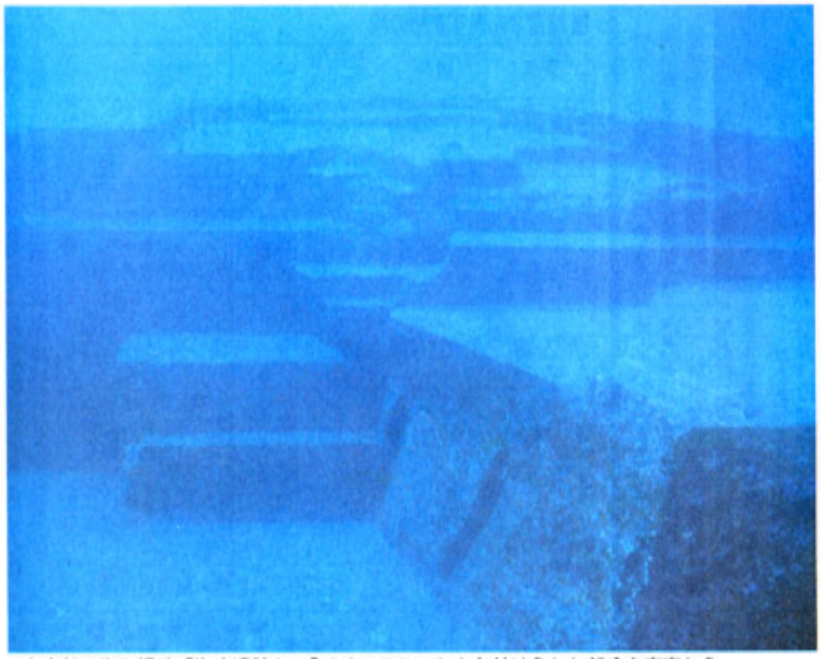

与那国「海底遺跡」とは、沖縄県与那国島沖合 100m 程度の海底に存在する、奇妙な形をした巨石群を指す（写真 1 参照）。中心となる最も大きな岩は、高さおよそ 25m、幅東西約 250 m、南北 150mであり、その頭頂部は水面に達する。巨石群全体におよんで直線的な岸壁・平面や何かを象ったような地形が認められることから、1986 年に発見されて以来、人工によるものではないか、と指摘され、そのことから「超古代文明の証拠」と長年マスコミやダイバー

の間で注目されてきている。その前提での学術研究も成されている。遺跡としての登録が申請されているが、現在のところ沖縄県は人工と断定することはできないとの理由から、遺跡として認定していない。だが、同島の重要な観光資源となっている（井上, 2002）。

しかし、これらの「遺構」は人間の活動の痕跡とは認めがたいことは、実際に現地を訪れると明らかだと考えられる。まず、人間が使用することが目的とされる箇所は、人体のサイズ感と大きく異なる箇所が多い。「階段」と呼ばれるものは、人間の通行を前提に作られたものと言うには無理がある。段の高さは 10cm から 1, 2m あるものもあり、人間の膝の高さとは大きく異なる。奥行きは 10cm 程度から 2m 程度まで幅があり、その最も狭い段は人間の足を置くと足が余る。「通路」と呼ばれる、両側が切り立った石壁の箇所も、その幅は 30cm～50cm 程度であり、人間がようやく身をよじって通れる程度である。中には「天井つき通路」と呼ばれるものもあるが、相当に体を折ってようやくそこをくぐって通過することができる。谷に岩が落下して谷の途中で両岸に支えられている、としか説明ができない。

そして、周囲の自然現象から説明可能なものもある。「広場」と呼ばれる、数メートル四方の真っ平らな箇所がある。これは一見すると人工物にしか見えないことも考えられなくもないが、しかし、周囲の自然現象で説明が可能である。「遺跡」の岩場は陸地に近接し、島側に同じ地形の延長線を確認することができる。その陸側の地形には、自然の風化によると考えられる段状の剥離が認めら、中には相当の広さの「段」も見て取れる。「遺跡」が同じ地質だとすれば、同様の剥離が水流によって引き起こされることは充分考えられる。「亀石」と呼ばれる、多角形状の直線に切られた岩もあるが、これも「広場」を作ったような水流が多方向に働くと、生成されることが考えられる（写真 2 参照）。

写真 2：与那国ポイントの通称「亀石」



このような「自然のいたずら」が最も顕著なのが「モアイ」である。「モアイ」と言われる

箇所は、5m ほどの高さのある崖の角の両側に目のような穴がある地形であり、人間の顔に見えなくもないが、これこそ人間が作ったというよりは自然現象の賜と考えるのが自然だろう。

このように、人工物と認める証拠に欠ける与那国の「遺跡」だが、問題なのはそういう状態であるにも関わらずこれを「遺跡」と呼称することにある。海底の地形がかつて陸上にあった年代を推定することが可能だが、これらの地形を「遺跡」と呼ぶと、人間が水中でこれらを建造することが不可能という前提に立つならば、その「遺跡」が陸上にあった年代に、人間がこれらを作成することが可能であったことを示すことになってしまう。そして「遺跡」の多くは、人間が作成したとなると、比較的高度な土木工事が必要であり、ある程度の文明が前提となる。このことから、考古学上・歴史学上で認められている年代より遙かに古い年代に文明がその土地に存在していたことを示してしまうことになる。このことが「古代文明」を想起させてしまい、それが「水中遺跡はいかがわしい」というイメージを植え付けてしまう。

与那国に類似する事例は多い。長さ 5〜6m、高さ 30m の岩が並んだ「沖ノ島海底遺跡」、三角状に見えなくもない「北谷海底ピラミッド」、石畳に見えなくもない「慶良間環状列石」、などである（図 1 参照）。

図 1：類似した「遺跡」



2.2 進む破壊散逸

2.2.1 過失による破壊散逸：船舶の碇石

水中遺跡にまつわる問題点の二つ目として、遺跡の破壊散逸を指摘する。それを端的に示す事例として、碇石を取り上げる。

碇石とは、船舶を波風に逆らい停止させる碇として使用された石であり、15 世紀頃に鉄が

導入されるまで用いられた（図2参照）。50cmから2mの石を一本乃至二本使い、これらを木材で固定したものである。石の重みで海底に沈ませ、木材の形状で海底の地形に引っかける構造をしている。

図2: 鷹島遺跡出土の碇石（石原・高野, 2014）

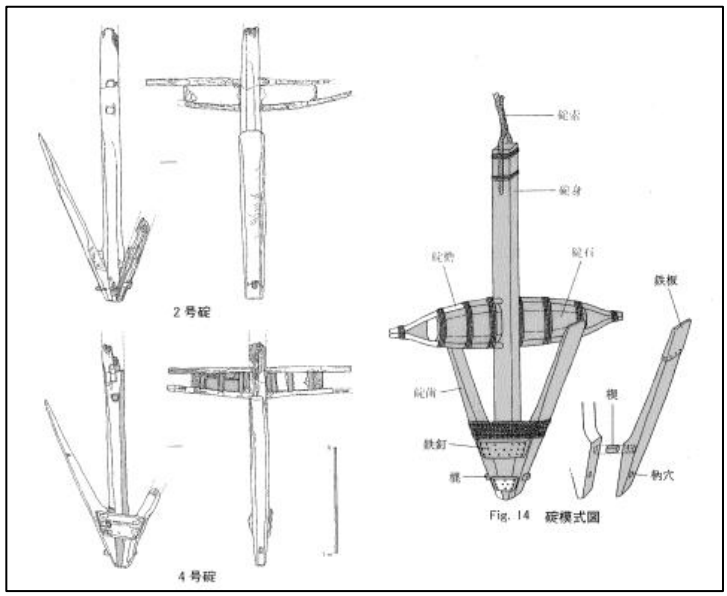

碇石は紛れもなく貴重な考古学上の遺物だが、これらは保存状態が良くない事例が多い。例えば、海から上がったが正体が分からず、学校のベンチ、電柱、物置台代わりに使われていたところを研究者が発見したといった事例に事欠かない。これらの多くは保存状態が劣悪で形が変わってしまったものが多い（図3参照）。

図3：碇石の散逸例

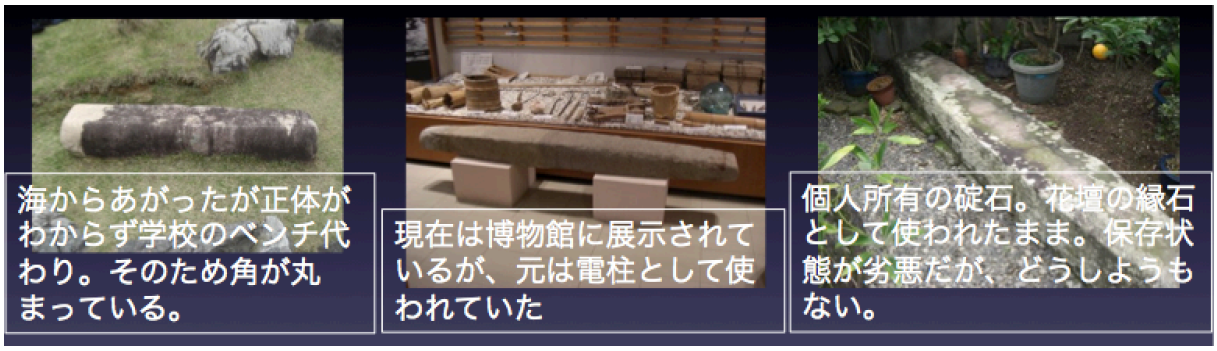

2.2.2 故意による破壊散逸:トレジャーハンター

碇石は誤って破壊散逸が進んでしまった例だが、故意に破壊がなされる事例としてトレジャーハンターを取り上げる。

トレジャーハンターは、遺跡の学術的価値には関心がなく、沈船が搭載していた金銀財宝など金銭的価値に目を向ける人々であり、当然文化遺産保護という観念はない。彼らは金銭を目的に沈没船を探索し、発見すると搭載物の確認を急ぐ（Bass, 1996）。その過程で、船体など

は、例えば ”Mail Box” と呼ばれる器具を使って破壊する。”Mail Box” とは、沈没船の探索に使う船の船尾に搭載された器具で、これを水底方向に向け、水流を流すことにより、船体を破壊する。こうして、学術的価値の高い船体が失われていく（図 4 参照）。

図 4：”Mail Box”



学術的な研究の妨げになるのは、研究対象そのものの破壊だけではなく、水中考古学や水中文化遺産に対する誤解の助長に手助けしている点も挙げられる。トレジャーハンターが水中の船舶を探索することにより、水中考古学がそれと同等と看做され、トレジャーハンティング自体が学術的なものではないならば、水中考古学もまたいかがわしいと看做されることにも繋がる。

トレジャーハンターは主に米国を中心とした海外の考古学にとって問題となったが、我が国にとっても他人ごとではなく、いつ問題となってもおかしくない。表 1 に、我が国で問題となる可能性のある水中文化遺跡の一例を挙げる。

表 1: トレジャーハンティングに狙われる可能性がある水中遺跡一例（アジア水中考古学研究所, 2013）

「芦屋町幸町」･･･唐時代の開元通宝から明治の十銭銀貨まであわせて八千枚あまりが集積
「大友宋麟の埋蔵金」･･･埋蔵した軍資金の一部が、地形変化により海底に没する。
「阿久根市赤瀬川桑島 平家落ち武者」･･･壇ノ浦から逃げてきた船が大量の金もろとも沈没した伝説
「竜王丸」･･･黄金を積んだまま沈没したという古文書の記載
「英国船ナイル号」･･･英国王室から大正天皇への贈り物を積んだナイル号が、王冠や首飾りを積み瀬戸内海祝島に沈没
「美加保丸」･･･榎本武揚の江戸脱走艦隊の一隻。軍資金 18 万両とともに沈没
「伊豆大島沖沈船群」･･･江戸時代の寛文年間の功天丸、宝永年間の第二伊予紋丸、元文年間の明神丸の三隻が沈んでいるとされる。大島沖には小判が流れ着く

2.3 不十分な公的水中文化遺産保護

このように、故意・過失により破壊散逸が進む水中文化遺産だが、これらは法的には保護されないのだろうか。陸上の遺跡は、法的な保護が厚い。しかし、水中文化遺産に関しては、法的保護が弱いのが実状である。

2.3.1 国内法での保護

文化遺産を保護する国内法は、文化財保護法である。その 92 条には、保護の対象を「土地に埋蔵されている文化財」とする、という規定がある。この条文中の「土地に埋蔵」という文言は、現在は水中も含まれる、という解釈が一般的であり、法的には水中の文化財も文化財保護法により保護の対象とされている。

しかし、この法解釈は充分に一般に知れ渡る法解釈ではない。自治体の現場にも浸透しているとは言い難く、前述した碇石ような問題が発生する余地を残してしまっている。

また、他の規定として水難保護法第 24 条の沈没品・漂着物の帰属に関する規定がある。だが、ここには文化財保護法との連絡規定がない。そのため、たとえ遺物が引き上げられても通常の遺失物と同じ扱いとされ、文化財として特別な保護の対象とされない余地を残している。

2.3.2 国際法での保護

水中文化遺産保護を国際的に担保する条約として、水中文化遺産保護条約がある。この条約は、まさにトレジャーハンターの活動を規制することが目的とされ、条文では水中にある文化遺産は少なくとも 100 年間は保護の対象とする、とされている。水中文化遺産保護条約はユネスコにより 2001 年に採択され 2009 年に発効したが、沿岸国による排他的経済水域の権限と範囲の拡大の根拠となるおそれがあるとされ、英米日など主要国はこの条約を批准していない。そのため、本条約は国際的に効力を充分に発揮していないのが実状である。

2.4 遺産保護を巡る悪循環

水中文化遺産の保護を巡る問題をまとめると、次のような悪循環にあることが分かる。

仮に、一般人が水中で文化遺産が発見されたとする。一般的に、水中文化財保護自体の認知が低く、法的に保護されているという認識も低いため、まず個人々々の保護という意識が働か

ず、破壊散逸に繋がる。それが行政に発見されたとしても、行政側にも法解釈が浸透していないため、ここでも破壊散逸が防止されにくい。行政側がそういう対応を取ると、発見者は法理解の機会を失い、ますます保護対象ではないという認識が浸透する。

トレジャーハンティングが行われたとする。それを国内法的に防止する規定はなく、横行が許される。そのこと自体が研究を阻害するが、それのみならずトレジャーハンティングにより水中文化遺産はいかがわしいという認識が一般にも行政の現場にも広がる。海外からのトレジャーハンターも、それを防止する国際法は有効ではない。

そして、地形を安易に遺跡と呼んでしまうことにより、ますます一般と行政の現場に水中考古学がいかがわしいものという認識が進行する。

つまり、水中文化遺産を保護するためには、何らかの方法で正しい認識の浸透が必要である。

2.5 悪循環を断ち切る啓蒙活動～研究目的

このような問題に直面する水中文化遺産を正しく保護する方向に導き、水中文化遺産に対する正しい認識の浸透を図るために、どんな活動が行われているだろうか。

我が国の水中考古学会に相当するアジア水中考古学研究所（以下 ARIUA）は、活発な活動を展開している。一般市民を対象に海底遺跡へダイビングガイドを行う「海底遺跡ミュージアム構想」により、一般への啓蒙活動を展開している。「水中文化遺産データベース」活動により水中遺跡の全国分布の確認を行った上で、一般的なダイビングガイドに適した海底遺跡をピックアップし、そこへのダイビングガイドを実施した（アジア水中考古学研究所, 2013）。

この活動自体は、水中文化遺産への正しい理解の浸透へ向けて、大変有効な活動である。ただ、現在のところ実施は 2 回のみである。その理由は、ARIUA は任意団体のため、予算不足が深刻だからである。過去 2 回の実施は日本財団の助成に頼っている。ARIUA は継続性を訴えてはいるものの、本質的な困難があると言わざるを得ない。

そこで、ビジネスを使って、継続的な保護活動を実施できないか、というのが本研究の試みである。具体的には、既存のダイビングビジネスに、海底遺跡ガイドを組み込むことを検証する。ビジネスに組み込むことで、継続的な啓蒙活動の妨げとなっている予算（コスト）の問題を回避するのが狙いである。こうすることで啓蒙活動に継続性をもたらし、水中文化遺産にとっての課題である正しい認識の一般的な浸透をもたらすことが可能かを検証する。

3　研究方法:フィールドワークとその結果

本研究では、フィールドワークにより前述の研究目的を果たす。実際にダイビングビジネスの現場に参与し、ビジネスの一環として活動してみて、その参与観察を実施する。対象となる遺跡として、熱海市初島沖合海底の沈没船遺跡を選択した。そして、そこへのダイビングを実施するダイブショップとして、熱海市内に事務所／店舗を構える「Scuba Adventure Service Marinbow」（以下マリンボー）に協力を依頼した。

参与観察の対象となる遺跡として初島沈船遺跡を選択した理由としては以下の点が挙げられる。すなわち、①首都圏からの日帰り圏である熱海市初島に存在するため、ビジネス上のマーケット規模がある程度見込める ② ダイビングが容易な遺跡であること。深度が 20m 程度、透明度良好、ビーチエントリーが可能（ボートよりダイビング代が安価で気軽に利用できる） ③ 見た目な派手さがある程度ある(葵のご紋の入った大きめの鬼瓦が現場に留まる)。そのため、集客・顧客満足度をある程度見込める ④ 歴史的意義がそこそこ面白い（江戸時代の徳川家ゆかりの建築物を建造するための資材運搬の解明に役立つ）。そのため、考古学に造形の浅い一般人でも楽しめることができ、かつ、遺跡保護の意識醸成に訴えることができる、の四点である。

参与観察の対象となるダイビングショップとしてマリンボーを選択した理由は、① 熱海市に拠点を置き、熱海・初島周辺のダイブスポットを対象にダイビングビジネスを展開しているから ② 初島の遺跡に関心を持っているから ③ 研究への協力に同意してくれたから、の三点である。

これらの理由に基づき、ダイブショップ「マリンボー」に協力を依頼して初島遺跡ダイビングを実際にダイブメニューの一つとして実施する。

3.1 初島沈没船遺跡について

フィールドワークを論ずる前に、今回検証対象として選択した初島遺跡について概観する。

写真 3: 初島沈没船遺跡 全体像（アジア水中考古学研究所, 2014）



いわゆる初島の沈船は、正式名称「初島沖海底遺跡」と言う。初島は伊豆半島東方にあり、熱海市から船足 40 分に位置するリゾート開発の活発な島である。その初島の西側、沖合の水深 20m 前後の海底に、江戸時代の沈没船が残されている。同島では、20 世紀後半から沈没船や関連遺物が発見されてきたが、近年の調査により初島沈船の詳細が明らかになっている。

写真 4: 初島遺跡出土物 鬼瓦



2011 年の調査では、船体材と考えられる板材、積み荷と考えられる鬼瓦（写真 4 参照）、平瓦、軒平瓦、軒丸瓦、擂鉢等が出土している。これらの保存状態は大変良好である。これらは板材が並ぶ 4m×5.5m 四方の範囲に整然とした状態で数多く見つかっている。これらの遺物は船の積み荷であったと考えられ、その内容から船体は 17 世紀中葉から 18 世紀前半にかけての船だと考えられている。西国から江戸へ向かう途中で沈没したものと推定される。また、瓦類は品質の高い作りのものが多いことから、江戸城での使用が想定されている。擂り鉢は商品だと考えられている。これらの遺物は、当時の江戸城改築体制や商品の流通過

程を知る好材料となっている（永田, 2013）。

実際に潜って沈船を観察すると、素人目にも興味をそそるポイントであることが分かる。また、ダイビング自体も全く困難なことはない。エントリーは、ビーチエントリーと容易である。エントリー後、10 分ほど自泳するとポイントに到着する。ポイントの透明度は 10–20m と良好で、潜水を実施した 8 月 23 日の偶然ではなく、夏の時期はたいていこのような具合というのがガイドの説明であった。水温も 3m フルウェットスーツで問題ない。近づくと、まず巨大な黒い塊が目に入る。4m×5.5m 四方の平面、海底から 30cm～70cm の高さの物体だが、これこそが前述の遺物が整然と並んでいる塊である。これは積み重なった瓦がくっついた状態にあるのだが、近くで見ると確かに 1–2cm 厚程度の板状のものが何十枚何百枚とくっついていることが目視できる。その一部に直径 20cm・高さ 40cm 程度の擂り鉢も目視できる。塊から 1m ほど離れて鬼瓦が海底に投げ出されており、きれいに残された徳川家葵のご紋が目を引く。海底以下に隠れているため船体は確認できないが、充分に人工物ということが一目瞭然であり、物体の大きさの迫力もある。これと海底で出会えることは感動を引き起こすだろう。エグジットは、ポイントからまた 10 分ほど泳ぎ、ビーチからエグジットする。総ダイブ時間は、写真を撮るなどポイントに比較的長く止まっていたにもかかわらず、40 分程度と通常のファンダイビングの範囲である。

3.2 研究手法①:フィールドワーク

3.2.1 フィールドワーク計画

具体的なフィールドワークとしては、以下のような活動をダイブショップの店員の一人として実際に実施する。期間は、ダイブ可能で集客の多い 2014 年 6 月から 8 月に行う。

3.2.1.1　ダイビング自体の整備

実際にテストダイビングを行い、遺跡の位置（座標位置、深度）の確認、透明度・水温・周辺地形等現地環境の確認、エントリー／エグジットポイントの特定を行う。これにより、ダイブコースを特定すると供にダイビング自体のフィージビリティを確認する。同時に、顧客ダイバーが楽しめることと、文化遺産保護を啓蒙するという観点から、遺跡に整備が必要かどうかをチェックする。

3.2.1.2　サイトの整備

テストダイビングの結果、ダイビングと文化遺産保護の啓蒙の双方の観点から、遺跡乃至遺跡周辺に整備が必要かを検討する。この際、遺跡は破壊してはならないし、ダイバーが遺跡を

破壊する可能性を除去しなくてはならない。この整備は必要最小限に止めたく、また遺跡そのものには、本当に必要な場合を除き、触れないようにするべきである。

検討すべき点は、座標位置特定のためのブイ設置、砂をどける、土嚢で周辺を保護、サイトプラン作成、物差しを固定、看板の設置といった点である。検証の結果、実施すべきであるという結論に至ったものは実際に行いたい。

3.2.1.3　遺跡と文化財保護についてのダイブ前後のブリーフィングメニューの作成

ARIUA の「海底遺跡ミュージアム構想」では、ダイビング前後に行う遺跡と文化遺産保護に関するレクチャーを重視していた。遺跡に潜りっぱなし・見っぱなしでは、何を見たのか、その意義は何なのかを伝えることができず、何より文化遺産保護の意識が醸成されない、というのがその理由である。本研究でもその方針にならう。

遺跡に関する既存の研究成果を整理し、それに前項までのテストダイブおよび整備状況を加えて、ブリーフィングメニューを作成する。ダイビング前には、これから何を見るのかを伝えることで興味を喚起し、何に注意すべきかを伝えることで文化遺産を守る必要がある。具体的には、遺跡のあらまし（実際に見える前述の鬼瓦や船体の構造）と遺跡の歴史的意義（徳川家ゆかりの建築資材運搬船）を説明する。このことで、興味を喚起するとともに、これから訪れるものは大変貴重なものであることを認識してもらう。そして、文化遺産はどのように保護されているかのあらましを述べ、水中文化遺産の保護意識を醸成する。さらに、何も触らない・持ち帰らないといった文化遺産保護上の具体的な注意点を伝えることで、遺跡そのものの保護を確保する。

これはダイブ後もフィードバックする必要がある。通常のダイビング同様、どのようなコースを辿ったかを図示し、見たものは何だったのかをダイブ後に再度解説する。そして、文化遺産保護の観点から適切な行動をとってもらったことにきちんと「感謝」する。こうすることで、文化遺産保護の意識が醸成されることを狙う。さらには、他にこんな遺跡が日本にはある、といった解説もできたらより良い。他の遺跡ももっと見てもらうことが狙いである。

3.2.1.4　ショップの整備

既存の研究成果や遺跡テストダイブの成果は、ショップに展示する。通常のダイビングに来た顧客や、通行人に遺跡ダイビングを認知してもらうのが目的である。店頭 POP の作成、壁面パネルの作成、ショップ Web サイトの記事掲載、などが考えられる。

3.2.1.5　ダイブ後アンケートの実施

ダイブ後に顧客ダイバーにアンケートを実施し、成果を確認する。確認するポイントは、① ダイビングそのものとしての魅力 ② 文化保護活動としての評価 の 2 点である。具体的な質問項目を表 2 に列挙する。

表 2: ダイブ後に実施するアンケートの質問事項

＜質問項目＞
- 当遺跡ダイビングをどこで知ったか
- 当遺跡ダイビングに興味を持ったのはなぜか
- 当ダイビングの周知は充分だと思うか
- ダイビング前に、文化遺産保護という感覚はどれくらいだったか
- ダイビング後に、文化遺産保護についての認識は変わったか
- 遺跡サイトの保護は充分だと思うか
- 遺跡ダイビングは魅力的に映ったか
- 遺跡ダイビングを友人知人に勧めたいか

3.2.1.6　フィールドワーク成功の指標

この活動が成功したことの物差しとして、以下の 3 点を設ける。すなわち、① 何度か遺跡ダイビングを実施できた ② その分、ショップの売上げがいくらかでも伸びた ③ アンケートで概ねプラスのスコアを得ることが出来た の 3 点である。これにより、本活動がワンシーズンあたりに① 直接的にどれほど文化遺産保護の意識を伝えることが出来たか ② 間接的に拡散することをどれほど期待できるか ③ ビジネスとして成立させる、すなわち継続制がどれほど見込めるか を判定したい。

3.2.2 フィールドワークの結果およびその分析

2014 年の夏期は、「3.2.1.1　ダイビング自体の整備」の実施に止まった。その理由として、ダイブショップ側の理由と、研究者側の理由がある。

ダイブショップ側の理由としては、ダイブショップ側はこの活動の内容と意義が充分に理解されておらず、ダイビングショップの通常の業務に研究者を参与させることに終始するにとどまった。これは当然、研究者側の説明が不充分だったことが原因である。また、それ以前の理由として、実際にダイブショップに参与してみて、ダイビングビジネスとは実は様々な利害・利権がからむビジネスであることが明らかになった。そのため、ショップ単独ではこのような

ことの実施は難しいことが明らかになった。それを事前に知ることが出来ていなかったこともまた、研究者側の落ち度の結果だろう。

3.3 研究手法:②インタビュー

3.3.1 フィールドワーク失敗の反省と、研究の軌道修正

フィールドワークの失敗では、このような活動は様々な利害関係者が絡んでくることが明らかになった。そこで、もう一ステップ戻り、「ダイブビジネスによる水中文化遺産の広い周知」がそもそも実現可能なのかを検証する方向に切り替える。その検証にあたっては、夏の活動の結果判明した、様々な利害関係者へのインタビューという手法に切り替える。

本研究の目的は、「ダイブビジネスによる水中文化遺産の広い周知」と、それによる「水中文化遺産保護の意識の醸成と拡散」である。その実現性を、各利害関係者へのインタビューを実施することで検証する。また、ボトルネックがあればそれをあぶり出し、解決策の提示へと結びつける。

3.3.2 インタビュー相手と目的(事業の再分析)

その実施にあたり、どのプレーヤーにどの観点でインタビューを行うかを見いだすため、本研究での事業を今一度分析する。

この目的で行われた既存の活動と、本研究で目指す、ビジネスによって実現可能なあるべき姿を比較する。比較にあたっては、マーケティング論で用いられる AIDEES 認知拡散モデルを用いる。このモデルでは、Attention > Interest > Desire > Experience > Enthusiasm > Share の順で顧客の認知が拡散する、とされる(頭文字をとって AIDEES)。つまり、注意を呼び起こし(Attention)、関心を喚起し(Interest)、欲求を起こさせ(Desire)、実際に体験させ(Experience)、その体験が楽しいものであったら(Enthusiasm)、その体験を友人知人にも共有させたくなる(Share)、と説く(片平, 2006)。水中文化遺産保護活動に照らすと、既存の活動では Attention～Desire は(水中)考古学に関心のある集団に限られ、Experience は現状の状態で体験することで、Enthusiasm と Share を狙う、というものだった(図 5 参照)。

これに対して、ダイビングを使うことで、次のように変化する。すなわち、まず Attention や Interest の対象が考古学に関心のある集団ではなく、それに加えてダイビング人口、と範囲が広くなる。また、既存のダイビング人口に、遺跡に関心のある一般観光者が参入する入り口と

もなる。既存のダイビング人口＋一般観光者という集団には、遺跡かダイビングのいずれかに Interest も Desire もない可能性があるため、「体験したい」という興味や欲求を喚起する工夫が必要である。そういう集団に Enthusiasm をもたらす体験を提供し、Share すなわち拡散を期待したいのである。以上を図示すると、次のようになる（図 5 参照）。

図 5：AIDEES モデルに照らした既存の水中文化遺産保護活動と、あるべき活動

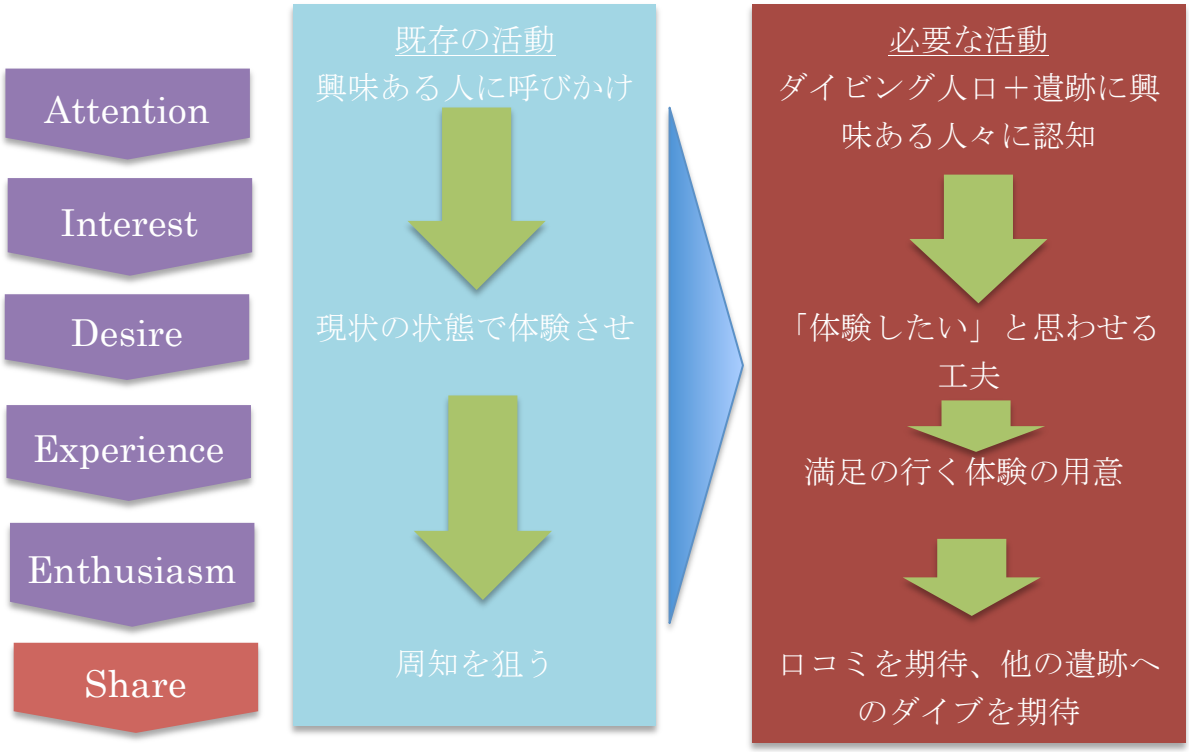

それでは、具体的にどのような工夫が必要なのだろうか（図 6 参照）。Attention～Interest の段階では、広いマーケティング乃至広報が必要である。そして、Desire を喚起し Experience にもってくるには、満足の行くブリーフィング等面白いメニューを工夫する必要がある。それを Share してもらうための Experience では、前後のブリーフィングが重要であり、遺跡そのものの整備も検討が必要になってくる。

図 6：あるべき活動と必要な具体的工夫

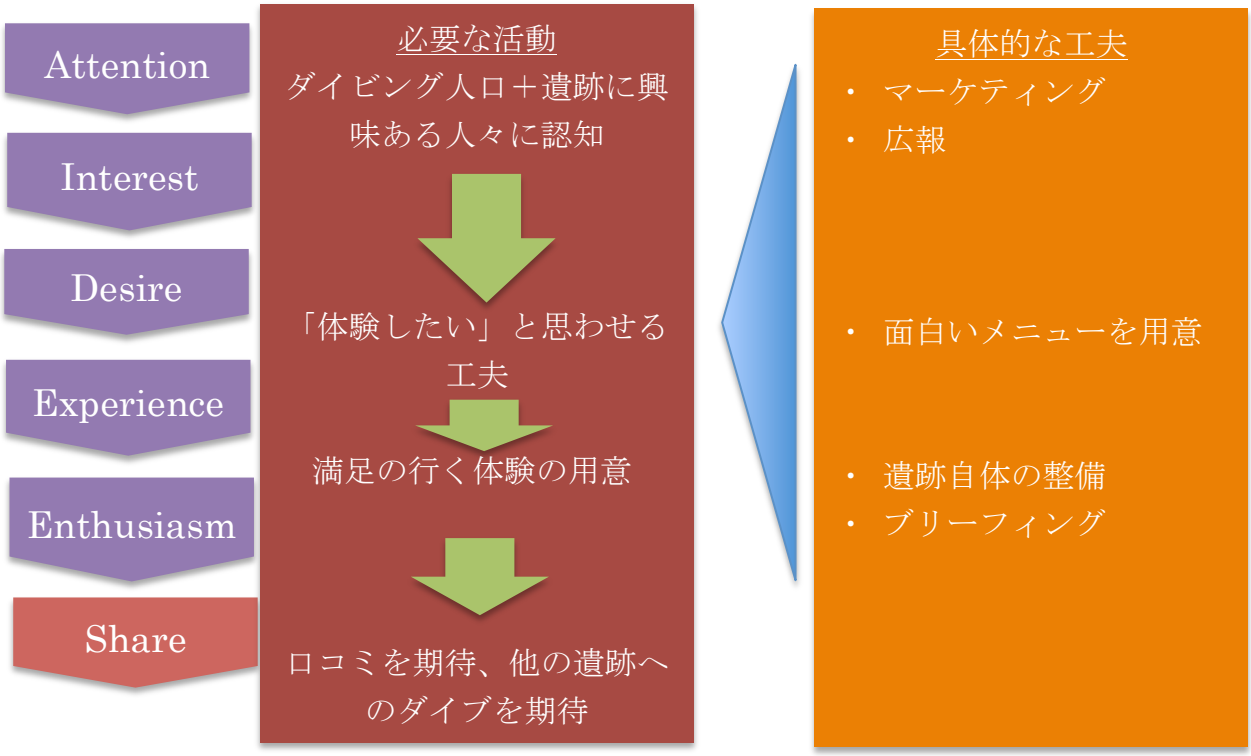

このような活動や工夫が必要なのだが、それではそれぞれどのプレーヤーが関わるだろうか。そのプレーヤーにインタビューを試みたい。「マーケティング」については、ショップ自体だろう。「広報」については、地元観光協会だろう。「面白いメニューの作成」と「ブリーフィング」については、ARIUA が持つ遺跡に関する専門知識と、ダイブショップが持つダイビングの専門知識をかけ合わせる必要がある。「遺跡自体の整備」と事業全体の監督という意味では、行政の文化遺産管轄部署である静岡県教育委員会が文化遺産保護の観点から関わってくる。また、現地の漁業の利権団体である漁協も利害関係者である。そして、ARIUA の専門知識も必要だろうし、遺跡調査の資金提供者である朝日新聞文化財団にも意見を聞きたい。これら各利害関係者が、インタビューの相手となる。その団体に対して、これらの活動を行うに際しての実現性を確認し、もしボトルネックがあるならどこかを確認する。

4 インタビュー

4.1 インタビューー覧

前章で述べた計画に則り、下記の方々にインタビューに協力を仰いだ（表 3)。

表 3: インタビューー覧

遺跡ダイビングとの関わり	インタビューー相手	代表者	実施日
文化財行政（官）	静岡県庁教育委員会	静岡県教育委員会 文化財保護課 文化財調査班 班長 磯貝直樹氏 主幹 河合修氏	2014 年 10 月 8 日
ダイビングビジネス（民）	Scuba Adventure Service Marinbow	Scuba Adventure Service Marinbow 代表 山田功氏	2014 年 10 月 7 日
水中考古学学会（学）	アジア水中考古学研究所（ARIUA）	特定非営利活動法人アジア水中考古学研究所 理事 林原利明氏	2014 年 10 月 6 日
地元利権団体	初島漁協	初島区事業協同組合 担当 岩本氏	2014 年 10 月 30 日
資金提供者	朝日新聞文化財団	公益財団法人 朝日新聞文化財団 鈴木幸夫氏	2014 年 10 月 29 日
地元観光	熱海市観光協会	一般社団法人 熱海市観光協会 谷口隆氏	2014 年 10 月 27 日

4.2 インタビュー要点

以下、インタビューの要点を抜粋する。議事録全文は巻末付録を参照のこと。

4.2.1 静岡県教育委員会

今回の試みの法的側面について：

・（要するに明確は法規定はない）

・届け出があれば受理し、認める他ない。文化財保護の観点で問題がある場合は指導する。ただし拘束力は持てない

・現状破壊でない場合はもちろん OK。現状破壊である場合も同じ原則。お金を取る場合も同じ

・試み自体は歓迎する。ただし、プレーヤーの連携が重要

・水中文化遺産への注目は、元寇船以来、国も自治体も全国的に積極姿勢を示している。

・観光課の協力も仰げるだろう。教育委員会も県庁内で連絡体制をとることはできる。

4.2.2 ダイブショップマリンボー

今回の研究で試む事業について：

・ビジネスに好影響が見込める。大いに歓迎する。実際、ダイビング人口は頭打ちで年々減少しており、新規ニーズの開拓は嬉しい。リピーターの確保、新規顧客の開拓に苦慮している。特に体験ダイビングからライセンス取得への流れがうまくいっていない。そこで、今回の試みは中性浮力が必須なので、OW ライセンスは必須。その誘因力になる。体験以外の新たな入り口ともなる。

・ただ、集客見込みは不明。投資は難しい（調査資金提供はできない）。

・メニューへの追加や、HP 告知等の宣伝は簡単

・ダイバーに前後の説明を課すのは難しいのではないか

・遺跡調査は誰がやるのか（注：ARIUA が実施する）

・漁協は管理している状態。管理とは、時折周辺を見回る程度。持ち帰りを防ぐ。漁協の許可が必要だろう、だが、出さない理由はないだろう。（地元に亡霊の噂はあるが）

4.2.3 ARIUA

今回の研究で試む事業について：

・興味深い。必ず必要。

・特に前後のストーリーの説明（遺跡の意義、文化財保護の意義）の方がむしろ重要。これはなんであり、遺跡としての重要性は何なのか、どういういきさつでここに沈んでいるのか、というストーリー。そして最も伝えるべきは、これが保護すべき文化財であると言うこと。
・ただし、民間だけではできない。漁協、行政、大学、様々なプレーヤーの連携がキー。

遺跡の調査について
・朝日新聞財団の助成が決定し、来年度実施する。（ARIUA の過去の実績から実現性を財団が評価）
・現状で現出している遺跡の測量を行う。陸上と同等の測量図を作成する。グリッドを張り詳細なサイトプランを作成する。
・初島は ARIUA も注目している。廻船交易の希有で重要な遺跡。そのためには、江戸時代の瓦職人、廻船交易の文献、などにあたって全体像を見なければならない。
・東京海洋大の水中調査ロボットを使い、マンパワーを削減（先駆的調査と財団が評価）。考古学的知識をもった作業員を集めることは、極めて困難。公的機関ではない ARIUA がそれを確保することは現実的ではない。鷹島（注：長崎県鷹島の元寇船遺跡。近年国の史跡の指定を受け、注目を集めている）でも、作業員は本務の合間の休暇中に集まって行っていた。その人数をロボットだと削減が出来る。また、ロボットだと人力よりも正確なサイトマップの作成が可能。より高品質の調査が、より安価に短時間で実現できる。

その他
・行政は二つの問題：１）分からないので手をつけられない。分からないことが問題ならば、まず先に詳細に調べる。現状破壊をしないならば文句を言えないはず。２）熱海のトンデモ遺跡報道がトラウマになっている。水中考古学への偏見がある。
・漁協は OK を出すだろう。良い感触を得ている。

4.2.4 初島漁協

・ダイビング事業はダイバーを誘致する観光的な要素もあるが、「漁場」管理が最も重要なポイント
・沈船の歴史的価値は把握済み
・ただし、保存・保護の段階には進んでいないと認識
・今後については、漁業の保護が目的。（つまり、邪魔しなければ良い。ダイビングに対するスタンスと同じ）
・広報については、ノータッチ（ダイビングに対するスタンスと同じ）

4.2.5 朝日新聞文化財団

・沈船調査については、希有、先駆的、対応能力高いと高く評価
・そしてその成果と保護の必要性は、様々なルートで広く周知すべきだという認識で一致
・ただ、その方法についてはダイビングの力を借りると良いのかどうかは判断能力が無い。ARIUA 次第。
（注：後押しは期待できなくもないが、周知事業への助成は期待薄）

4.2.6 熱海市観光協会

・10 年前に熱海港の(トンデモ)遺跡の広報を大々的に手伝ったが、成果なし。今は静観。
（注：かつて、熱海港に遺跡とは断定されない地形を安易に「遺跡」として取り上げてしまい、それがマスコミに取り上げられ、大いに注目を集めた。観光協会はそれに便乗する形で観光誘致に動いた。だが、その後、遺跡としての疑いが指摘されるに至った。その後味が後を引いていると思われる。来年度の初島沈船調査を元に、あれとは違うのだと粘り強い説得が必要）

4.3 インタビュー分析

4.3.1 キーワード

インタビューの結果、複数の相手がプレーヤー間の連携が必要だとの認識でいることが判明した。プレーヤー間の連携が重要であることを改めて確認することができた。

4.3.2 マッピングによる分析

以下に各プレーヤーがどの側面でどのような立場かをまとめる。ダイブビジネスを利用した水中文化遺産の周知・保護という試み全般に対する総論賛否、発掘調査に関わってくれるかどうか、遺跡整備に関わってくれるかどうか、ツアーそのものへ関わってくれるかどうか、ダイブ前後のブリーフィング中の解説に携わってくれるかどうか、広報に協力してくるかどうか、の 6 項目について、各プレーヤーのインタビュー結果をマッピングする（表 4 参照）。

表 4：各関連プレーヤーと事業側面のマッピング

	総論賛否	発掘調査	遺跡整備	ツアー実施	前後の説明	広報
官（行政）	o（＋法的問題はクリア）	ー（ただし許可）	ー（ただし許可）	ー	ー	o（観光課）
民（ダイブショップ）	o	△	△	◎	△（及び腰）	◎
学（ARIUA）	o	◎（来年度実施）	◎	△	△（指導なら）	o
利権団体（漁協）	o	△（漁業を邪魔しないよう）	△（漁業を邪魔しないよう）	△（漁業を邪魔しないよう）	△（漁業を邪魔しないよう）	×(ダイビングと同じ)
資金提供者 (朝日新聞文化財団)	◎	o（来年度助成）	ー	ー	ー	o（ただ、ダイビングが良いかは△）
地元観光 (熱海市観光協会)	△（静観）	ー	ー	ー	△（今は×）	△（今は×）

行政すなわち静岡県庁（主に教育委員会）については、総論賛成であり、法的問題もクリアしていることを確認した。発掘調査、遺跡整備、ツアーそのもの、ブリーフィングの各項目については、届け出を「して欲しい」が、それらを受理・許可しない根拠はないということを確認した。ただし、現状破壊を伴う活動（整備等）は議論を呼び、許可を得られるかは予測が難しいだろう。広報については、同庁観光経済課に協力する意思を確認した。

ダイブショップについては、現在ダイビングビジネス自体が人口逓減の状態にあり、どんな形であれ人口増の入り口を模索していることを知った。このような試みはこれまでにない形での人口増の入り口となるため、総論賛成である。ただし、遺跡や考古学に関する知識がないため、それが必要とされる発掘調査、遺跡整備、ツアーそのもの、ブリーフィングについては、どうやったら良いか分からない、というのが本音である。ただし、ここを指導してもらえるならば、ダイバー等マンパワーを提供することには、(ビジネス上でのコスト上許容される範囲で)賛成であり、特にツアーそのものや広告宣伝は当然実施する。

ARIUA は、水中考古学に直接携わる団体であり、その周知・保護を最も憂うプレーヤーであるため、当然総論賛成である。そして発掘調査については、既に 2015 年度に助成を得て実施することを確認した。遺跡整備についても当然協力的である。ただし、マンパワーに不足して

いるのが大きな欠点である。ツアーそのものや前後のブリーフィングについては、協力は惜しまないが、実施するのは ARIUA ではなくダイブショップだろう。広報も同様だが、ARIUA 自体が実施できるのは、対象が考古学関係者・知識人に限られる。

漁協は、基本的な立場が漁業を守ることにあり、ダイビングについても、漁業を邪魔しないよう監視することが目的である。だが、意外なことに、本研究の試みそれ自体については、賛同的であった。観光やそれによる地元振興も視野に入ってのことだと考えられる。ただし、発掘調査以降については、基本的な立場を貫く形で、漁業を邪魔しないよう釘を刺された。だが裏を返せば、それさえ確保できれば許可をしない理由はない、という言質も取れたことになる。広報については、しかしながら、ダイビングについても漁協として広報を行っていない立場上、水中遺産保護についての広報についても協力を取り付けることは出来なかった。本来的にそのような団体ではないからというのもあるだろう。

ARIUA へのインタビューで発掘調査の費用を助成することが判明した朝日新聞文化財団についてもインタビューを実施した。今の段階では、同財団の基本的立場は ARIUA による初島遺跡調査への調査資金を助成したのみである。そのため、今回の試みに関する意見については積極的な立場ではないが、試みそれ自体については賛同するという意見を頂戴できた。遺跡整備、ツアー自体、ブリーフィング、広報については、参加するような立場にない。ダイビングを通じた周知、という本研究の試みについては、周知の手段としてダイビングが適切なのかどうかについて判断能力がない、という見解であった。

問題を発見したのが地元観光を司る熱海市観光協会である。観光協会は、以前に物議を醸した熱海港の「遺跡」が尾を引き、基本的な立場として遺跡のようなものについては「静観」という立場であり、全体的に否定的だった。だが、根本的に熱海港「遺跡」と初島遺跡はその信憑性が全く異なるものであり、誤解を解く必要がある。また、誤解を解けば積極的な協力が期待でき、それはそれほど困難なことではないとも思われる。ARIUA の研究成果を提出すれば良い。その一方、一種のトラウマのようになっている側面も否定できず、心理的なバリアを撤去するのは、困難である可能性もある。

以上のことを列挙・分析すると、2 つの課題が浮かび上がる。第一に、事業にとって重要だと考えられる前後の説明について、どのプレーヤーも主体的に関与しないことが分かる。第二に、広報に関して重要なプレーヤーである観光協会がダイブショップと連携することが求められる。観光協会は広報それ自体に及び腰であるが、それ以前にこの試みそのものについても「静観」の立場であり、これがその原因であることが分かる。

従って、解決すべき箇所、連携体制の構築において重視すべき点もこの 2 点であることが分かる。前後の説明を誰がどのように準備し、実施するのかを検討しなければならない。広報については、観光協会の理解を得る活動をまず行うことが必要である。

4.3.3 プレーヤー相互関係図による分析

また、インタビューの結果より鮮明になった各プレーヤーの力関係を図 7 に示す。

図 7：各関連プレーヤーの力関係

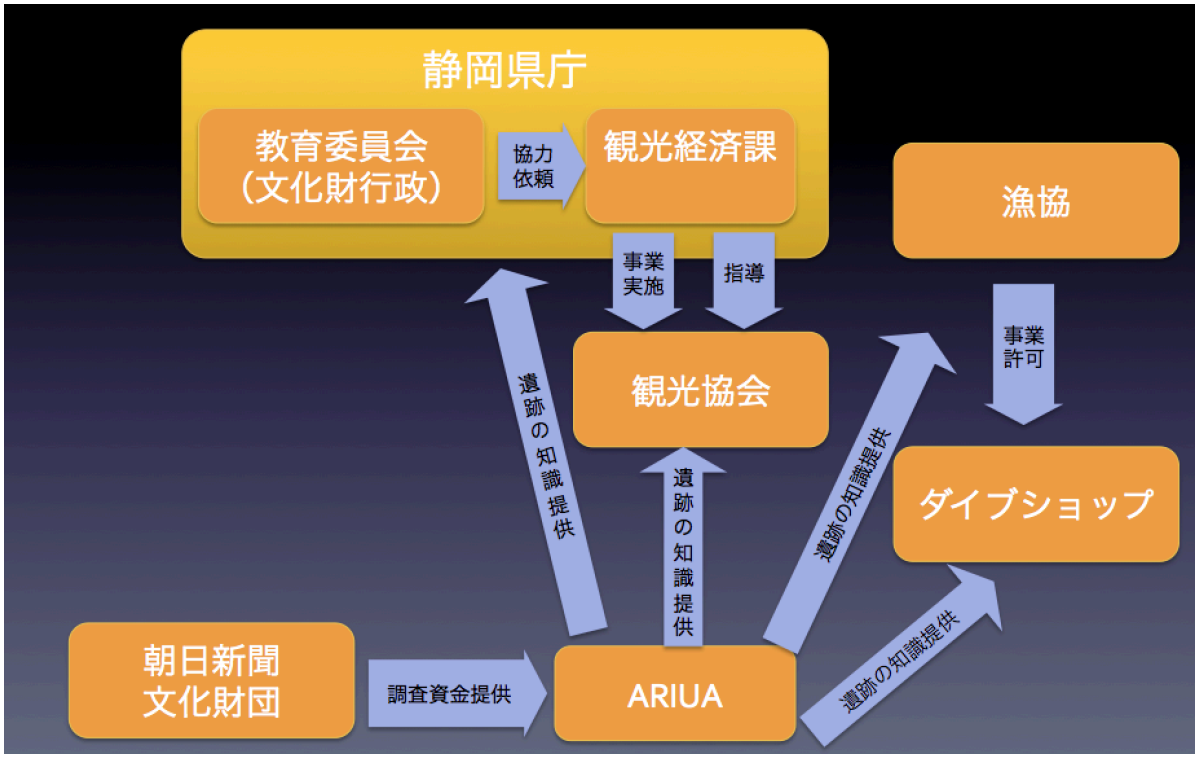

朝日文化財団は、あくまで ARIUA による遺跡調査資金の助成を実施している。その ARIUA は、遺跡に関する考古学的・歴史学的な情報を握る。静岡県庁内では、文化財保護を司る教育委員会から観光を司る観光経済課に協力を打診することができ、観光経済課は熱海市観光協会へ各種観光関連事業の実施を委託し、また指導監督する関係にある。また、漁協はダイブショップへダイビング事業の事業許可を付与する関係にある。これら各プレーヤーに初島遺跡についての考古学的・歴史学的情報を提供することができるのが ARIUA である。まず、公的機関に対して事業届け出について重要な情報を提供することになるだろう。及び腰な観光協会法海を得るために最も強力な説得材料を提供できるのも ARIUA である。漁協に対しても、ダイブショップが遺跡ダイビングを行うことへの理解を求めるための材料を提供するのもまた同団体

である。そして何より、ツアーそのものの実施についてダイブショップ側は遺跡や考古学・歴史学の知識が不足しており、それを穴埋めするのが ARIUA であるため、ダイブショップと ARIUA には緊密な連携が求められる。

こう概観すると、遺跡に関する情報を握る ARIUA のプレーヤーとしての重要性が分かる。そして、ARIUA は各プレーヤーの中でも最も本取り組みへの賛同が強いため、協力を仰げないということはない。第一、各プレーヤーの連携が重要だとしていたのも ARIUA である。連携の中心的な役割を担うべきだ、ということになるだろう。

インタビューからは直接的に「プレーヤー間の連携」が重要なキーワードとして浮上した。そしてインタビューを詳細に分析すると、その連携体制の構築にあたっては、ブリーフィングへの注力と、地元観光協会の理解を得るという 2 点が課題であり、注力すべきだということが分かる。そして、その中心となるべきは、ARIUA である。

この分析を元に、次章以降でプレーヤーがどのように関わって事業を展開していくべきかを改めて示す。

5　事業モデルの提示～各プレーヤーの連携体制

前章でのインタビュー及びその分析から、本研究で目論む水中文化遺産の周知・保護を目的とするダイビングビジネスには、水中考古学研究所（ARIUA）を中心とした関係プレーヤーの連携が重要であることが示された。本章では、その連携はどのようになされるべきであるかの事業モデルの理想を提示する。

事業は、時系列順に大きく 4 つのフェーズに分かれるべきだと考えられる。すなわち、第一フェーズの遺跡調査、第二フェーズの事業準備、第三フェーズの広報、第四フェーズの事業実施である。以下、順に概説する。

5.1　Phase 1：遺跡調査

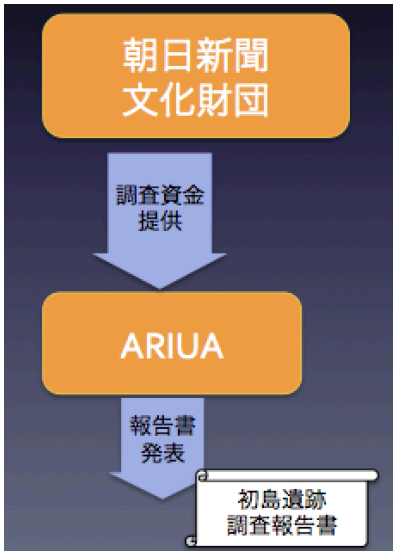

図 8: Phase 1：遺跡調査

事業の前提として、遺跡にことをより詳しく知る必要がある。そのため、遺跡そのものをより詳細に調査する必要がある。本フェーズは既に実施予定が確立しており、そのため、資金面や体制が検討済みで、後は実施のみという段階にある。ここでは、既に確立している計画を概観する。

初島沈船遺跡調査は、2014 年に ARIUA が実施を計画し、その資金助成を朝日新聞文化財団に申請し、2015 年度実施への資金助成が約束されている。

本調査では、東京海洋大学が所有する水中探査ロボットを用いる。これにより、期間が人力だと通常数ヶ月要するところを 2 週間程度に短縮することができ、コストもそのため大幅に削減される。水中探査ロボットの操作ノウハウは同大学にあり、水中遺跡調査のノウハウは ARIUA が所有する。調査の内容としては、一般的な陸上遺跡の調査報告書と同水準の報告書を作成することが目的とされている。現在、遺跡は海底の地表に乗っかっている状態にあるが、調査では遺跡の破壊に繋がるような掘削は行わない予定である。その現状の詳細な測定が期待される。

助成額は明らかになっていないが、調査費用の全額が助成されることは分かっており、そのため額には言及しない。

5.2 Phase 2: 事業の準備



図 9: Phase 2: 事業の準備

前フェーズの遺跡調査および成果物の報告書により得られる遺跡の詳細な情報を元に、事業計画を立案するのが次の段階である。

その前提として、遺跡そのものの整備は行わないこととする。もし行う場合、水中の遺跡の場合は行政から許可されるかが予想しづらいからである。陸上の遺跡の場合、文化遺産の破壊は必要最小限に止めるのが基本的な考え方である。発掘は、破壊しないと得られない情報があるため、そう判断される場合に限り許可されるのが一般的である。建築を行う必要があるなど、今調査しないと情報が永遠に失われる場合に限り許可されるなど、厳格に適用される場合も散見する。そして、前フェーズの調査では非破壊は確保され、事業段階の整備については、文化財保護の観点から必要不可欠とは判断されない危険性がある。ましてや、水中や海底に存在する遺跡については、行政の判断は事前に予想しづらいのが現状である。また、どの整備が破壊で、どこからが非破壊かの線引きもまた議論を呼ぶ。そのため、事前に予測しにくい行政判断を予測して、その準備を事業の前提とするより、全く非破壊の範囲で行うことが出来る事業の計画の方が現実的である。

このことから、破壊のおそれのある整備は一切行わない事業計画を立てることとし、現状を観覧する事業の立案を第二フェーズの内容とする。(なお、事業のバリエーションとして、遺跡の調査途中を見せることも可能性としてはあり得る。現在、既に陸上遺跡の一般観覧において広く定着しているメニューである)。

ここで主体的に関わるプレーヤーは、ARIUA とダイブショップである。前者の持つ前フェーズで得られた遺跡そのものの詳細情報と水中考古学のノウハウと、ダイブショップが持つダイブガイドに関するノウハウのぶつけ合いにより事業計画を立案する。

また、県下の文化財保護を司る静岡県教育委員会と、ダイビング事業の実施許可を判断する

初島漁協への届け出もこの段階で行うべきである。前述のように、行政は届け出を拒否する理由はないし、初島漁協は本事業に協力的であることは確認済みであるが、それは「もし」という段階であるため、具体的にこういうことを行う、という内容を説明することで、両プレーヤーと良好な関係を確保しておくことが得策である。

このフェーズで、事業プランとガイドマニュアルの二つの成果物が期待される。ガイドマニュアルには、ダイブ前ブリーフィング、ガイド、ダイブ後ブリーフィングの三つの段階で実施する内容を明確にするべきである。

ダイブ前ブリーフィングでは、ダイブ前に興味を喚起することと、文化保護の意識の醸成が目的である。これからダイブして見る遺跡の歴史的背景、遺跡としての重要性及び特徴をダイバーに伝えることで、興味の喚起を促す。そして、文化財保護の基本的考え方を概説し初島遺跡も間違いなく保護対象であることを明確に伝えることで文化財保護意識を醸成し、「触らない・持ち帰らない」といった基本的な注意点を述べることで保護それ自体を担保する。ここではARIUAの活躍が期待される。

ダイブ自体では、初島遺跡観覧ダイビングが面白かった、感動した、と思わせることが目的である。そのため、遺跡に関する説明は、臨場感の演出上、極力ダイビング中に実際それを目にするその場で再び述べることが望ましい。とは言え、水中で説明できることは限られる。一般的なダイビングでは、出会った魚や地形、その他安全面での連絡事項などでホワイトボード等を使うが、説明できることは限られる。何が説明可能で何が難しいかは、ダイブショップが持つダイブガイドのノウハウに基づく判断に期待する。ダイブ自体のプランでは、ダイブショップのガイドノウハウの活躍が期待される。それに基づき、遺跡に到着したらどう周り、どこで何を説明するか、といったこと決める。それ以外にも、エントリー、遊泳コース、エグジット、全体的な所要時間という、ダイビング自体の計画も必要である。エントリーとエグジットはダイビングそのものだが、遊泳コースでは、遺跡に詳しいARIUAの知見が求められる。そして、文化財保護の観点からガイド・顧客ダイバー双方が注意すべき点の確認も必要である。こういったことを一つ一つ確認し、感動的な遺跡ダイビング体験を顧客に提供する。

ダイブ後ブリーフィングは、体験を持ち帰ってもらい、体験を他人と共有してもらうことが目的である。そのため、事前ブリーフィングで説明した遺跡についての情報で、ダイビング中に説明できなかったことを、実際に見たことを引き合いに出しながら、改めて解説する。「あそこで見たあれは、こういうもので･･･」といった解説の仕方をすることにより、視覚情報に意味づけを行う。こうすることにより、記憶はより強固なものになり、感動が定着することが期待される。また、文化財保護行動のフィードバックも必要である。これもまた、文化財保護意識

の醸成に寄与することが期待される。さらには、水中文化財の周知という観点から、フィールドワーク計画の項で述べた他の水中遺跡の紹介も効果的だろう。

準備の実施期間としては、2015 年度に完了する予定である第一フェーズ遺跡調査報告書の完了を持って開始されるべきだろう。次フェーズの広報は、事業計画の立案があって初めて実行可能であるが、広報には充分な時間を確保したい。といったことを考えると、2016 年初頭には事業計画が完成しているようにしたい。遺跡調査は 2015 年夏の 2 週間で完了し、報告書は秋頃には完成するだろうから、この準備フェーズは 2015 年秋から冬に行うべきである。

5.3 Phase 3: 広報

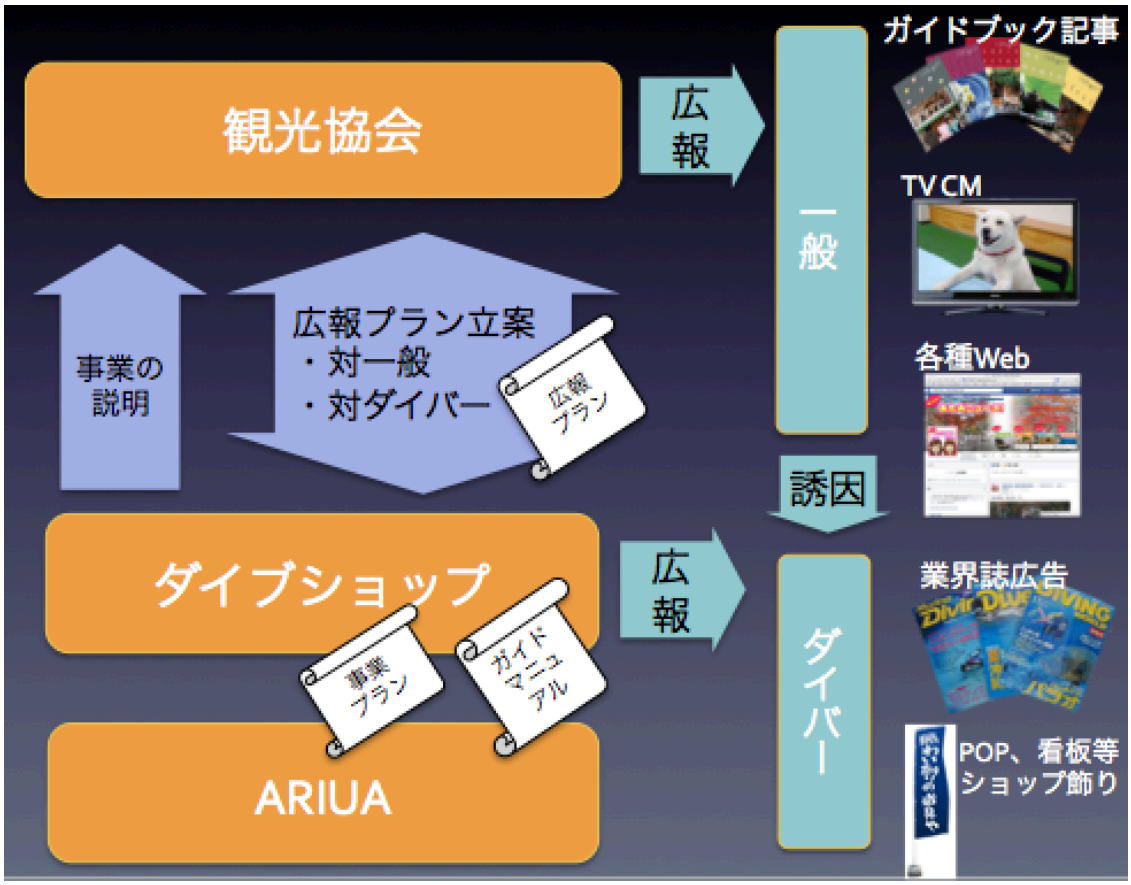

図 10: Phase 3: 広報

事業の内容が固まったら、集客に向けて動き出す必要がある。初島では面白い体験ができる、ということを、一般とダイバーに対して広く認知してもらう。

ダイバー人口に対してはダイブショップの尽力が期待されるが、一般に対しては主に観光協会の力を仰ぐ必要があるだろう。前述のように、観光協会は遺跡ダイビング事業そのものに対して距離を置きたいと考えている現状、粘り強い説得が必要とされる。彼らの懐疑心の根本は初島遺跡の遺跡としての信憑性にあるため、遺跡の調査を実施し調査報告書を執筆しているARIUA の活躍に期待したい。また、静岡県庁観光経済課から事業実施を委託される関係にあるため、観光経済課を直接説き、また同課への協力要請を打診にすることを申し出ている同庁教育委員会を動かすことも有効になるだろう。いずれにしても、一般への広報へは観光協会の協力が強い意味を持つため、あらゆる手段を使った根回しが必要になる。

訴求ポイントとしては、いくつか考えられる。日本初の試みであることや、ダイビングをしないと見ることができない（他の陸上遺跡とは違い)、といった「希少性」に訴えることは大きなインパクトがあるだろう。同様に、ダイビングという少々大がかりな移動手段により近づき、海底遺跡を実際にその目で見るという、言わば「体験性」も重要な訴求ポイントである。そのほかにも、「海底の遺跡を守ろう」と文化財保護を訴えることで、言わば「公共への貢献心」をくすぐることも重要である。また、他方で、「ダイビングは気軽なレジャー」「これをきっかけにダイビングを」と述べることも重要であり、一般人が持つ可能性のあるダイビングへの敷居を下げる仕掛けや、ダイビング人口そのものを増やすことでビジネスの採算性を確保し、そのことで事業の継続性を確保することも重要である。

観光協会の協力が仰げるならば、ガイドブック記事、TV CM、観光関連 Web サイトといった一般市民が目にするメディアへの露出が期待できる。ダイビング業界紙や店頭での顧客誘引（店頭 POP やショップ飾りなど)、自ショップ Web サイトの掲載など、既存ダイバーへの訴求は、ダイブショップの尽力を期待したい。

広報の期間としては、2016 年夏のダイビングシーズンには間に合わせたい。そのためには、2015 年秋から冬にかけて立案されるだろう事業計画の後、すなわち 2016 年年初を開始の目標とし、春に力を入れたい。

5.4 Phase 4: 事業の実施

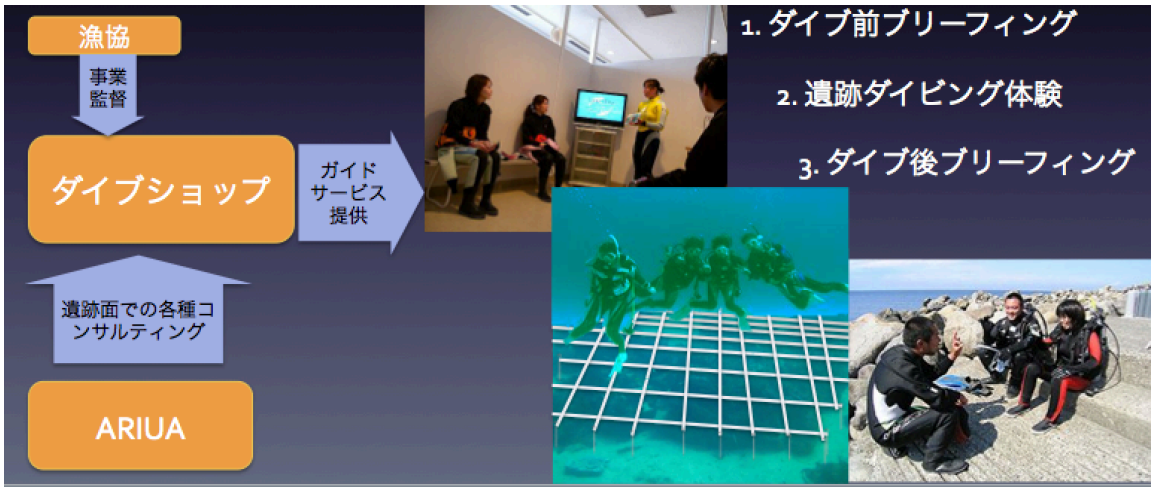

図 11: Phase 4: 事業の実施

事業の準備と広報に成功し、各種手続きに疎漏がないならば、立案したガイドプランを顧客に向けて確実かつ安全に実施するのみである。実施するプレーヤーは当然ダイブショップであり、ショップのダイバーがガイドを実際に行う。ARIUA にはマンパワーを提供する余地がないし、それがそもそもの本事業を立てる理由でもあるが、ARIUA にはコンサルティングとして遺跡や考古学に関する側面でバックアップをしてもらうことは期待できるだろう。実施目標は 2016 年夏シーズンとする。

現在のところは一つのショップで本事業を行うことを考えているが、将来的には広げていくことを視野に入れたい。現在、10 程度のショップが初島でダイビング事業を展開しているが、1 ショップでこのモデルが成功すれば、これを独占するのではなく、解放することこそが、本研究の目的に即している。

6 初島事業モデルの発展

6.1 事業モデルの全国展開

本研究の目的は、水中文化遺産の周知・保護である。そして、その継続性を確保するための事業化をこれまで検討してきた。その舞台として熱海市初島の沈船遺跡を選択したが、研究の目的からすると、初島での事業は全国各地にある類似した水中遺跡（表 5 参照）でも援用可能なものでなくてはならない。そこで、初島の事業が全国に展開した場合を簡単に考察したい。

表 5: ダイビングが可能な遺跡一覧 （アジア水中考古学研究所, 2013）

ARIUA が実際にダイブショップを利用して潜水確認調査を行った遺跡：
（日本財団 水中遺産データベースプロジェクト; 2012）

宇久須黄金崎公園ビーチ沖石材散布（西伊豆町）
石橋沖切出石材散布（小田原）
大崎沖石垣石等散布（逗子）
初島沖沈船・瓦・石材（熱海市初島）
熱海港沖碇石・石垣（熱海市）
竜串爪白ビーチ沖石材群（高知県）
姫島礁北西沈船（石川県）
山港碇石（徳之島）
伊仙町面縄港（徳之島）
宜名真沖ベナレス号（沖縄本島）
沈船（南浮原島）
真謝港沖沈船（久米島）
石西珊瑚第三地点沈船（石西珊瑚）
坊浦網代地区碇石（鹿児島県）
坊浦鵜の島地区碇石・陶磁器（鹿児島県）
坊浦唐船碇地区沈船跡・陶磁器・石材（鹿児島県）
坊浦津口番所跡陶磁器（鹿児島県）
新上五島町潮合崎沖碇石（長崎県）
相島瓦（福岡県）
小値賀島前方湾土器・碇石・獣骨等（長崎県五島列島）
鷹島元寇船（長崎県）
芦屋沖陶磁器（北九州市）

全国展開した場合を想定して、初島で活かせることはどれぐらいあるだろうか。初島の経験で得られた知見としては、複数関係プレーヤーの連携こそが肝要、というものだが、同時に全てを任せることが出来るプレーヤーがいないため、各プレーヤーの協力関係を軸にした事業モデルを構築した。この点は、恐らく事の性質からして、日本中のどの地域や遺跡でも同様の事

態に陥るだろう。水中考古学が未だ市民権を確立していないのがその主な理由である。そして各プレーヤーは、初島特有のプレーヤーとは考えにくい。どの地域でも、自治体教育委員会が文化財保護行政を同じ法律の元で実施しており、観光を司る観光課と観光協会の関係は同じであり、ダイブショップと漁協の関係も同じであるからである。法解釈と実施は各自治体に委ねられており差があり、力関係も差があるだろうが、関係自体は同じはずである。従って、初島で構築した関係プレーヤー連携モデルは、他の地域・遺跡でも充分に応用が可能だと考えられる。

また、初島では近くに信憑性が低い遺跡が存在し、そのことが広報面で大いに協力を仰ぐことができるはずである地元観光協会の協力を阻害していた。そのため、初島の沈船遺跡は真性の遺跡であることを証明する必要があり、そのため遺跡調査により詳細な情報を収集する段階から始めなくてはならなかった。これは確かに初島特有の条件だが、しかし、これもまた他の多くの史跡でも実施すべきである。その理由としては、水中考古学自体が眉唾な歴史学と混同して一般に理解されている可能性が否定できないからである。そのため、遺跡としての信憑性は必ず証明すべきだと考えられる。

ただし、初島でロボットによる調査を経験することができたことは大きなメリットである。短期間・低コストで調査を実施するノウハウが蓄積されたはずである。ただ、本研究では調査が既に決定済みだったため、資金提供者を探すことを視野に入れる必要がなかった。他の遺跡では、資金提供者を探すことに苦労する可能性は指摘できる。

協力するダイブショップを探す必要は確かにある。だが、初島において協力を仰げるダイブショップがすぐ見つかった理由は、ダイビング人口逓減というダイビング業界全体が抱える問題であるため、協力を仰ぐショップを見るけることに苦労するとは考えにくい。ただ、首都圏近郊でマーケットが大きいという初島のメリットは初島特有である。他の遺跡の中には、大きなダイビングマーケットから離れた地域にあることもある。この点に関しては、本事業モデルが援用できない可能性として指摘できるだろう。

確かに初島特有の事情は指摘が可能だが、全国展開を検証する際の特殊事例として指摘ができる面はそれほど多くない。事業全般としては、全国の他の遺跡に応用することは充分可能であると言うことが可能だろう。

6.2 ダイビングを使わない遺跡観覧

本研究ではダイビングを取り上げたが、ダイビングには確かに多少の敷居がある。それなり

の訓練が必要だし、機材も購入するにしてもレンタルするにしても、安価に気軽にできるものではない。ダイビングで遺跡に迫ることにより、臨場感や体験性も得られるが、それを犠牲にしても、安価に手軽に遺跡を観覧する方が、利用者は増え、本来の目的である周知がより多くの人々に届くだろう。

例えば、グラスボートがある。グラスボートとは、船底にガラスを張り、船の下にある海や海底を乗客に見せるものである。グラスボートで遺跡の上に移動することで、船に乗るだけで、遺跡を観覧することが出来る。当然、特に訓練等は必要ない。ダイビングにはある程度の体力が必要だが、老人や子供でも船にのることには問題ない。泳ぐことができなくても問題ない。

奄美大島の倉木崎海底遺跡に赴いたことがある。遺跡を観たとところ、水深が 1–2m と浅く、ダイビングには適していない。また、遺物である陶器が広範囲の海底に広がっている。このような場所では、人々に見せるのならダイビングではなくグラスボートだろう、というのが地元ダイバーや文化財関係者の結論だった。倉木崎遺跡のような遺跡は、他にもある。より広範囲の周知という観点に立つならば、ダイビングにこだわることは愚かだろう。

6.3 教育に取り込む

ダイビングは、主に大人のレジャーである。大抵のダイバーは、大人になってから始める。しかし、これを学校教育の一環に取り込むことも、価値がある。子供の頃から当然のようにダイビングに慣れ親しんでいれば、大人になれば普通のレジャーになり、人口は増えるだろう。現在のところ、ダイビングは「レジャー」にくくられるため、チャレンジする必然性はないが、学校教育（歴史科目）の一環となれば、半ば強制的にダイビングを経験することになる。そうすると、大人になっても自然とダイビングひいては海底遺跡ダイビングに足を運ぶことになるだろう。キャンピングや、我が国の豪雪地域のスキーと同じ理屈である。

7 まとめ

水中考古学には、周知と保護という課題がある。周知が不充分なため、保護が徹底されない。水中の文化遺産は法整備と保護行政が進んでおらず、故意・過失による破壊散逸が防止できない。その最大の原因は、一般の認知不足である。そのため、水中考古学は広く知れ渡らせる必要がある。細々とした活動は実施できているが、それには継続性が見込み難い。継続的に周知活動を展開するためには、ダイブビジネスに組み込むことで実現が可能である。だが、そのためには、複数の関係プレーヤーの連携が必要不可欠である。本研究では、初島を事例に連携のモデルを構築したが、そのモデルは是非とも初島で実施して欲しい。のみならず、本来の目的である周知と保護に照らすならば、全国への援用も期待したい。また、より多くの人々へ水中文化遺産が身近なものになるよう、ダイビングにこだわらず、様々な方法を柔軟に検討したい。

8 謝辞

本研究にフィールドワークとインタビューにご協力頂いた熱海市のダイブショップ「Scuba Adventure Service Marinbow」山田代表、インタビューにご協力頂き何度も質問にお答え頂き励まし下さった水中考古学研究所林原理事、インタビューに応じて下さった静岡県教育委員会文化財保護課文化財調査班磯貝直樹班長ならびに河合主幹、初島区事業協同組合岩本氏、朝日新聞文化財団鈴木幸夫氏、熱海市観光協会谷口隆氏に篤い御礼を申し上げる。そして本研究を主査としてご指導頂いた慶應義塾大学大学院坂爪研究室坂爪裕先生ならびに副査をお受け下さった大林厚臣先生と大藪毅先生に感謝の意を捧げる。

巻末付録 インタビュー議事録

1 静岡県庁教育委員会

遺跡ダイビングとの関わり：文化財行政（官）
代表者：静岡県教育委員会　文化財保護課　文化財調査班
　　班長 磯貝直樹氏、主幹　河合修氏
実施日：2014 年 10 月 8 日

議事録：
文化財保護は都道府県の教育委員会が司る。都道府県以下の自治体は、下部組織の位置づけで、上部への連絡や、実際の実施を請け負う形となる（その意味で、都道府県教育委員会を訪ねたのは正しい）。初島の沈船遺跡は熱海市にあるが、静岡県の教育委員会の管轄となる。
水中遺跡も陸上遺跡と同じく文化財であり、主たる保護規定は文化財保護法。文化財保護法には遺失物法との連絡規定ある。文化財保護法には第 92 条にその保護対象を「土地に埋蔵」とする、という文言がある。この文言の解釈が問題であり、実態としては各自治体事に異なる。ある自治体では水中も含まれる、とされ、ある自治体はあくまで土ということになる。という具合に、法解釈と行政の実施は自治体に一任されているのが実状。一応、定説では水中や海底、川底に存在する文化財も含まれる、ということになってはいるが。
静岡県では、実は定まった方針はなさそう。法解釈の摘要の現場として、標準的だと思われる。法解釈が揺れている現状、水中文化財の保護の実施については、静岡県は、基本的に「届け出があれば受理し、認めるほかない」。文化財保護の観点で問題がある場合は指導する。ただし拘束力は持てない。通常、陸上の遺跡の場合は、現状破壊であれば、必要最小限かつ必要不可欠という場合、最小の範囲で現状破壊を許可する。しかし、水中の場合は、現状破壊であっても、届け出があれば受理し、認めるほかはなく、拘束力はない、ということは同じ。現状破壊でない場合は、より問題なく認める。遺跡を利用してお金を取る場合も、特に問題なく同じ原則が適用され、許される。
なお、現在、水中文化財を巡る法整備を国が 2015 年を目標に実施中。長崎県鷹島の元寇船遺跡の国指定史跡化により、国はもとより各自治体で水中文化遺産に対する視線が熱い。国の指示か、それがなくても各自治体で水中文化遺産に対する保護が広がるのは、間違いないと見ている。ただし、現状の混乱を収拾するのが国の目的である。文化財保護に対する締め付けが厳しくなる、といった方向転換はないだろうと見ている。
このように水中文化遺産に対する見方が好転している現状も手伝い、またお金儲けに使うことも許さざるを得ない現状、広報等で観光経済課等観光関係部署の協力を要請することにやぶさ

かではない。観光の問題に常に頭を抱える同課は、このような試みには喜んで協力する、と考えている。県庁内の協力体制では、中心となるのは教育委員会しかないだろう。必要な協力は行政内に止まらないのではないか。例えば、実際の観光活動の実施は観光協会だ。県庁の監督と指導の元で活動を行うため、彼らの協力は観光経済課経由のルートがある。漁協の協力も必要だ。彼らは我々からは独立している。資金もかかるのではないのか？それはどうするのか。

2 Scuba Adventure Service Marinbow

遺跡ダイビングとの関わり：ダイビングビジネス（民）
代表者：Scuba Adventure Service Marinbow　代表　山田功氏
実施日：2014 年 10 月 7 日

議事録：
（研究の意図を説明後、）このような試みは大いに歓迎する。実際、ダイビング人口は頭打ちで年々減少しており、新規ニーズの開拓は嬉しい。現在のビジネス上の問題は、リピーターの確保と、新規顧客の開拓。ライセンス団体のビジネスモデルは、体験ダイビングを実施し、そこでダイビングの面白さを知ってもらい、そこからライセンスを取得してもらい、ダイビング人口を増やし、固定客を作り、ライセンスの上級を取得してもらうことによりどんどん可能なダイビングの幅を広げ、顧客増に繋げる、というもの。しかし、現在はどういうわけか割高にも関わらず体験ダイビングを繰り返す顧客が多く、この流れがうまくいっていない。体験なので、ショップとのつながりが薄く、固定客にならない。どうしても、その土地の魅力やショップの魅力を作らなければならない。その意味でも、今回の試みは初島ならではのものであり（できればマリンボーの独占にしたい）、固定客が見込める。それ以前にも、遺跡へのダイビングには中性浮力（注：水中で浮きも沈みもしない状態を維持する、基礎となるダイビングテクニック）が必須なので（注：1）海底に足をついてしまうと泥や砂が舞い視界が悪くなる、2）遺跡保護の観点から遺跡をつかむことで体勢を維持することは良くない）、オープンウォーターライセンスは必須だ。体験ダイビングでは対応できないため、ライセンス取得への誘因力になる。体験以外の新たな入り口となるわけだ。
ただ、ビジネスという観点からは、どれぐらいの収益の見込みがあるのか分からない。そのため、投資はできないし第一経営は苦しい。
遺跡の調査は誰がやるのか？また、遺跡や水中考古学の知識は、ショップのダイバーには皆無。遺跡や考古学の説明は誰がやるのか？遺跡へ通常のダイビングガイドを実施することはもちろん可能だが、それ以上のことはできない。やる能力がない。その点は問題ないのか？ただ、宣伝にはもちろん協力可能。Web サイトへの掲載や、ショップの飾りは、十分可能。

教育目的という試みも面白いのではないか。引率等のサポートは（有料でだが）協力できる。幼いうちにライセンスを取得してもらうことは、既にある戦略だ。幼い内にライセンスを取得するということは、ダイビングのライフスパンが長いということ。以降の人生においてダイビングを続けるきっかけになり、ダイビング人口の増加に繋がる。
ダイビングサービスとは、すなわち漁協。初島の漁師たちの団体で、エリアごとに漁業権を握る。漁協がダイビングを行うことをダイブショップに許可し、その許可がないとダイビングビジネスはできない。ダイビングサービスとは、漁協内のダイビング部門を切り離した呼称。ダイビングサービスが、ダイビングショップに様々な便益を提供しつつ（注：例えば、タンクにエアを充填したり重りを貸し出したり）、管轄エリアを管理している状態。しかし、管理とは言っても、時折周辺を見回る程度。要するに、漁師の獲物となるはずの魚介類をダイバーが潜って捕ってしまって持ち帰られるのを防ぐのが目的。
確かに、今回の試みには漁協の許可が必要だろう。だが、許可を出さない理由はないだろう。ただ気になるのが、初島の現地人に、初島の沈没船にまつわる亡霊の噂がある。地元の人々は近づかない。これが気になると言えば気になる。

3 アジア水中考古学研究所（ARIUA）

遺跡ダイビングとの関わり：水中考古学学会（学）
代表者：特定非営利活動法人アジア水中考古学研究所　理事 林原利明氏
実施日：2014 年 10 月 7 日

議事録：
初島の調査は進める予定。既に一次調査は実施済みだが、来年（2015 年度）にはグリッドを張り詳細なサイトプランを作成する。東京海洋大学の水中探査ロボットを使い、陸上と同等の調査報告書を作るのが目的。こういうことを重ねることにより、水中考古学は陸上の考古学と何ら変わらず、「考古学」とひとくくりにされるべきもので、ただ単に場所が水中である、というだけだという認識を広めたい。あなた（筆者）の同僚（注：米国の大学での先輩や教授ら）は自らを何と呼んでいたか？水中考古学者ではないだろう。ただ単に「考古学者（Archaeologist）」ではないのか？そういうことだ。
初島は ARIUA も注目している。廻船交易の希有で重要な遺跡。そのためには、江戸時代の瓦職人、廻船交易の文献、などにあたって全体像を見なければならない。既に朝日新聞文化財団の助成を得ることになっている。
ロボットを使うことのメリットは、第一に時間、第二にマンパワー、第三に精度、第四に先進性。人力だと、一日三回潜水するとして、各潜水時間は 30 分程度。一日 1 時間半程度の分し

か作業ができない。ロボットだと時間的な制約はなく調査ができる。ものの 2 週もあれば全調査が終わるだろう。そして、日本にはダイビングができて考古学が分かる人間が極めて少ない。そもそも、ダイビングは二人組で行わなければならない（注：ダイビングはバディ制と言い必ず二人以上が組になって行うことで安全を確保するようになっている）。ダイビングができて考古学が分かる人間が二人、相当の長期間に渡って例えば初島に常駐するという都合の良いことは、手配することが大変だ。ARIUA は学会相当の団体にすぎないので、皆別の仕事を持っている。常駐可能な人間を確保するのは極めて困難だ。鷹島の元寇船遺跡でも、皆仕事の合間でやっていた。それに加えて、例えそういう人間が集まったとして、調査を行うのは水中だ。短時間に水中という環境で図面を手書きしなくてはならない。この困難さは、きみ（筆者）も知っているだろう？ロボットだと、ただでさえ時間的制約が少ないためやり直しがやりやすい上、機械の正確さで図面が描ける。そして最後に、このような経験を増やすと、人がダイビングできない場所でも調査が可能になる。水中文化遺産の保護に非常に大きな貢献となる。
初島での遺跡ダイビングは、漁協は OK を出すだろう。我々も良い感触を既に得ている。
行政には、二つの問題がある。まず、水中の遺跡について何も分からないので手をつけられない。分からないことが問題ならば、まず先に詳細に調べる。現状破壊をしないならば文句を言えないはず。これが今回初島遺跡を詳細に調査することの意図だ。第二に、熱海港のトンデモ遺跡報道がトラウマになっている。そのため、水中考古学への偏見がある。
今回の試みは、全体のストーリーを伝えることが肝要。ただ見せるだけでは足りない。見た遺跡は何であり、遺跡としての重要性は何なのか、どういういきさつでここに沈んでいるのか、というストーリーが重要。そして最も伝えるべきは、これが保護すべき文化財であると言うこと。「海底ミュージアム構想」でもこの点に配慮した。ダイビングを行う前にセミナーのようなことも行うことも含めてワンセットとした。そのために時間も手間もかかったが。だが、これをやらなければ意味がない。ただのファンダイブで終わってしまう。それは意図するところではない。
教育と絡めるのが面白い。初島を水中考古学の実地教育を行うサイトとする。それに適したサイトは他にないのではないか。初島は東京近郊という立地的にも、サイトの性質的にも丁度良い。教育と絡めることのメリットとしては、大学の協力を得られることだ。東海大学、東京海洋大学が賛同するはず。大学が参画することで調査もさらに早まる。ダイブショップは、ダイビングそのもののインストラクションおよび監督に専従してもらう。遺跡調査なのかどういう括りかは分からないが、こういうことに専用の C カード発行もありうる。海外ではサイエンティフィックダイビングのライセンスもある。
民間の力を借りるアイディアがあるのならば、非常に興味深い。ただし、民間だけではできない。漁協、行政、大学、様々なプレーヤーの連携がキー。
われわれは、予算面で実績を積んできている。財団のつながりが多くある。海底遺跡ミュージアム構想は日本財団だった。

イタリアのバリア遺跡を常に念頭に置いている。ポンペイの海中にある遺跡。徹頭徹尾民間で行っている。サイトの整備もあえて行っておらず、藻や海藻が生い茂るままにしている。

4 初島漁協

遺跡ダイビングとの関わり：地元利権団体
代表者：初島区事業協同組合　担当　岩本氏
実施日：2014 年 10 月 30 日

議事録：
まず、正確にはダイビング関連は初島漁業組合が直営していて、初島区事業協同組合とは異なる。だが、同じ事務所であり事実上同一なので、こちらが対応する。「初島ダイビングセンター」は、初島漁業協同組合が直営することで共同漁業権漁場であるポイントの管理を行っている。
われわれは、初島にて、民宿や食堂を束ねて観光関連を担っている。その一角であるダイビング事業は、ダイバーを誘致する観光的な要素も確かにあるが、「漁場管理」が最も重要なポイントだ。初島でのダイビングは、「初島ダイビングセンター」を通じて管理し、四ヶ所のエリアに限ってダイバーに開放している。その中には沈没船付近も含まれている。
われわれは、ARIUA の調査結果を知っている。また、その調査結果から沈船には大きな歴史的な価値があることも把握している。しかし、まだ保護や保存の体制には至っていないのが現状だ。漁協の組合長にも確認したが、やはりそこまでの体制は整えるのは、現状は難しい。
ただ、既に遺跡の近辺はダイブスポットとして解放している。そこでダイビングをすることは、遺跡があるないに関わらず、禁止する理由はない。遺跡を利用してダイビング客を呼び込むことは、われわれの関知するところではなく、ダイブショップの「知恵」にあたるのではないか。
われわれはあくまでダイビングを「管理」する立場。ダイバーの誘致は各ダイブショップに任せている。どこかに肩入れすることはない。あくまで中立だ。その立場上、宣伝に協力することは不可能だろう。ダイビングを宣伝しない以上、遺跡へのダイビングも、宣伝することはできない。だが、もちろん、これを止める理由もない。何度も繰り返しになるが、漁業を守るのがわれわれの立場であり、それが確保できるかできないかのみが関心事だ。

5 朝日新聞文化財団

遺跡ダイビングとの関わり：資金提供者
代表者：公益財団法人　朝日新聞文化財団　鈴木幸夫氏
実施日：2014 年 10 月 29 日

議事録：
水中考古学遺産の保存や周知に関して、財団はなんらかの専門的な知見や考え方を有しているわけではない。
財団の文化財保護助成決定については、申請をいただいた書類及び資料を選考委員 7 名が精査し、その結果として採択された。それが今回の ARIUA による初島遺跡の調査への助成だ。特にこの案件については選考委員会で多くの委員の支持を集め、異論なく決定された。
水中文化遺産については、一般に広く公開できるものでなく、また水中というある意味で過酷な環境にあるものなので、その価値はおろか存在そのものの認知が進んでいないことは確かだと思う。そうした状況の中、ARIUA では多くの先駆的な調査・研究活動を行っていると認識しており、そのような実績や、対象とする文化財の価値などを総合的に委員の諸先生方が検討し、助成対象とするべきだ、という結論を出したと考えている。こういうことになり、貴重な文化財の保護修復やそれに関連した調査・研究・周知・公開する事業に関して、財団が手伝うことができるのは非常にうれしいことだ。
また、助成の資金は、公益法人として社会から寄託された財産をもとにしている。その資金を的確に、また普段光の当たり辛い分野に使用することは、大変意義のあることだと考えている。特に、今回のような水中文化遺産については、そのような側面が強い。
宣伝や広報という意味では、助成対象となった初島遺跡調査事業に関しては、資金の性質上も公益に資する必要がある。そのため、その成果を広く社会に周知するよう、効果的な広報活動を併せて行っていただくことを望んでいる。そのために、遺跡ダイビングという試みが適切であると ARIUA が判断するならば、それも有効なことだと思う。だが、われわれにその判断能力はない。それ以外でも、様々なルートを通じて学術的・歴史的な価値や保護・保全の重要性を発信して欲しい。

6 熱海市観光協会

遺跡ダイビングとの関わり：地元観光
代表者：一般社団法人　熱海市観光協会　谷口隆氏
実施日：2014 年 10 月 27 日

議事録：
個人的に大変興味のある内容だ。だが、観光協会としては別だ。10 年ほど以前、熱海港に遺跡があるとされ、地元の保存会が立ち上がった。その当時、彼等と協力して宣伝に努め、一時マスコミにも注目を浴びたことがあるようだ。だが、現在は全く観光協会としては携わっていない。今後についても、この遺跡を観光に結びつけるような施策は考えていない。地元の保存会も、今は騒がず時間をかけてじっくり調査をしていきたいと考えているようだ。
初島の遺跡も同様のものではないだろうか。いずれにしても、このような経験があった以上、観光協会としては軽々に動くことはできない。協力は難しい。

参考文献

朝日新聞「黒潮の源に眠る『遺跡』」2009 年 1 月 14 日付朝刊.

アジア水中考古学研究所編（2013)『水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進 : 海の文化遺産総合調査報告書–総論・九州編–』アジア水中考古学研究所.

アジア水中考古学研究所編（2013)『水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進 : 海の文化遺産総合調査報告書–南西諸島編–』アジア水中考古学研究所.

アジア水中考古学研究所編（2013)『水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進 : 海の文化遺産総合調査報告書–瀬戸内海編–』アジア水中考古学研究所.

アジア水中考古学研究所編（2013)『水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進 : 海の文化遺産総合調査報告書–日本海編–』アジア水中考古学研究所.

アジア水中考古学研究所編（2013)『水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進 : 海の文化遺産総合調査報告書–太平洋編–』アジア水中考古学研究所.

アジア水中考古学研究所（2014)「海底遺跡ミュージアム構想」<http://blog.canpan.info/ariua/> 2014 年 12 月 23 日アクセス.

Bass, George F.（1996) *Ships and Shipwrecks of the Americas: A History Based on Underwater Archaeology*. Rev. ed., Thames & Hudson.

文化庁文化財保護部記念物課（2000）『遺跡保存方法の検討－水中遺跡－』, 文化庁.

コンドラトフ, A・M (1979)『海底考古学』秋田義夫訳, 白揚社.

林原利明（2002）「水中文化遺産–その現状–」, 『月刊考古学ジャーナル』2012 年 8 月号, ニュー・サイエンス社.

林原利明編（2009)『2009 年度「海の文化遺産総合調査プロジェクト」調査報告会　第 3 回シンポジウム「水中文化遺産と考古学」–水中文化遺産を理解する–』アジア水中考古学研究所.

林田憲三（2013)「平成 25 年度 2 回水中遺跡調査検討委員会 - 文化庁」<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/suichuu_iseki/h25_02/pdf/shiryo_5.pdf> 2014 年 5 月 9 日アクセス.

井上たかひこ（2002)『水中考古学への招待–海底からのメッセージ–』成山堂書店.

石原渉・高野晋司　『鷹島海底遺跡の既往の調査』<http://www.h3.dion.ne.jp/~uwarchae/takasimasitebun.htm> 2014 年 8 月 9 日アクセス.

片平秀貴（2006)「消費行動モデルは AIDMA から AIDEES の時代へ」,『日経 BP LAP』2006 年 6 月号, 日経 BP 社.

熊野正也・堀越正行（2003)『考古学を知る事典』東京堂出版.

松藤和人・門田誠一（2010)『よくわかる考古学』ミネルヴァ書房.
永田悠記（2013)「静岡県における水中文化遺産の現状と課題 」,『静岡県埋蔵文化財センター研究紀要』第 2 号, 静岡県埋蔵文化財センター.
鈴木公雄（1988)『考古学入門』 東京大学出版会.
鈴木公雄（1997)『考古学がわかる事典』日本実業出版社.
鈴木公雄（2005)『考古学はどんな学問か』東京大学出版会.